

第3節

体験を通じ豊かな人間性を育成する

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、学校教育法（昭和22年法律第26号）と社会教育法（昭和24年法律第207号）を改正し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

1 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

(1) 地域におけるボランティア活動の推進

都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化などによる地域の教育力の低下が指摘される中、地域住民がボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進する『学びあい、支えあい』地域活性化推進事業』を実施している。各地域では、安全なまちづくりを目指したボランティア養成や環境保全に関する学習、清掃活動など、地域の実

情に応じた多様な活動が行われている。

(2) 地域における体験活動等の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」を、2007（平成19）年度から実施している。

また、2004（平成16）年度から、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域の民間団体等と連携・協力し、体験活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する事業を実施している。

このほか、2005（平成17）年度から、青少年が自立して成長することを支援するため、体験活動の充実を図る「青少年の意欲向上・自立支援事業」を実施しており、不登校やいわゆるニートなどの悩みを抱える青少年に対して、体験活動に取り組む機会の提供や、幼少期における自然体験など発達段階に応じた体験活動の調査研究などの事業を行っている。

さらに、2007年度から、子どもたちの豊かな人間性を育むため、「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」を実施しており、農林水産省、国土交通省、環境省など複数の関係省庁と連携し、青少年に多様な体験活動の機会と場を継続的に提供する事業を行っている。



「こんぴら子ども塾」活動風景（香川県琴平町）

(3) 学校における奉仕活動・体験活動の推進

小・中・高等学校等においては、2002（平成14）年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施し、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、その先駆的な取組を広く全国の学校に普及させ、全国の小・中・高等学校等での多様な体験活動の展開を推進している。

2 文化芸術活動を中心とした体験活動の推進

子どもたちが文化芸術活動に参加したり、優れた芸術文化や歴史的な文化の所産に触れることにより、豊かな感受性と多様な個性を育むよう、次の施策を実施している。

(1) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

感受性豊かな子どもの育成を図るため、学校などにおいて優れた舞台芸術や伝統文化に直に触れる機会を提供している（2007年度予算実施公演数：1,331公演）。

(2) 学校の文化活動の推進

子どもたちに芸術への関心を高めてもらうことを目的に、優れた活動を行っている

芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、自らの技を披露してもらうとともに、文化活動のすばらしさや地域の誇りなどを語ってもらうなどの取組を推進している（2007年度予算講師派遣学校数：906校）。そのほか、全国高等学校総合文化祭を2007年度は7～8月に島根県で開催し、2008（平成20）年度は8月に群馬県で開催する予定である。

(3) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

全国の文化水準の向上のため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図っている（2007年度予算実施事業数：143事業）。

(4) 伝統文化こども教室

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。2007年度は4,171事業を採択している。

3 自然とのふれあいの場や情報提供等

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力のもと、自然の中でのマナーの習得、自然環境の復元維持活動などを行う機会を提供する「子どもパークレンジャー事業」を実施している。

また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント、自然体験活動プログラム等に関する情報を幅広く提供している。

さらに、地方公共団体や企業等との連携の下、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・環境学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」を推進し、自然観察や水質調査などの環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供している（2008年3月末現在登録数：4,216クラブ、167,466人）。



こどもエコクラブ全国フェスティバルin北九州
(福岡県)

4 農林水産業の体験や都市と農山漁村との交流体験

子どもたちが農業・農村に親しむ機会の充実を図るため、体験活動受け入れ可能な農業者・団体の連絡先や体験内容等の情報をインターネットで提供しているほか、農業体験活動に取り組む小中学生等のグループがお互いの体験、感想、情報等を全国的に交換できるネットワークである「子どもファーム・ネット」の活動に対し支援を行っている。

また、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることを目的として、農林漁業者や市町村等が一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進している。

緑を守り育てる心と健康で明るい心をもった人間に育てることを目的として、各地域において森林内での学習活動やボランティア活動を行っている「緑の少年団」活動、親子や子どもたちによる森林ボランティア活動などに対し支援を行っている。

さらに、主として小中学生を対象とした「森の子くらぶ」活動など入門的な森林体験活動を行う機会を提供するため、体験学習の場となる森林や施設の整備・情報提供や森林環境教育の普及・啓発活動等の支援を行うとともに、「レクリエーションの森」として選定した国有林野を広く国民へ提供するなどの取組を行っている。

海や水産業、漁村に関する子どもたちの理解を深める上で重要な学校内外活動の一環として実施される体験漁業や自然体験活動を促進するため、体験漁業等の普及・啓発活動への支援や体験活動の場の整備を行うとともに、漁村の受入体制の整備や都市漁村交流の普及・啓発活動等の支援を実施している。



農業体験：昔ながらの農具を使って田植えに挑戦する小学生（長野県）

また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、2005（平成17）年度から夏休みなどに野外活動施設や農家などを利用した「短期山村留学」を実施し、2006（平成18）年度から都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い、農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を実施している。

5 子どもの遊び場の確保

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水処理水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子どもたちが水とふれあう場の整備を行っている。



下水再生水を活用したせせらぎの創出事例
(神戸市松本地区)

河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2006年度末262か所登録）をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」（2006年度末248か所登録）を実施している。



水辺の楽校プロジェクト
(神奈川県川崎市 多摩川)

森林については、子どもたちの「生きる力」を育む場として、里山林等を森林環境教育や林業体験学習に活用するため、森林・施設の整備を行っている。

また、国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。

港湾については、港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行っている。



海辺の自然学校（岩手県釜石市）

海岸については、青少年等が海辺における自然体験活動を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創出することを目的とした「いきいき・海の子・浜づくり」を全国32か所にて実施し、安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、自然体験活動等に利用しやすい海岸づくりを推進している。

第4節

子どもの学びを支援する

第1章

現在、学校教育においては、①知識・技能に加え、学ぶ意欲や自ら学び、考え、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」、②他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」、③たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」を育むため、学習指導要領に基づき、児童生徒一人ひとりの学習の習熟の程度に応じたきめ細かな指導や、体験的・問題解決的な学習を行うことを重視している。

また、高等学校については、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する中、多様な特色ある学校づくりを進めていくことの重要性にかんがみ、総合学科や単位制高等学校をはじめとする新しいタイプの高等学校づくりを推進している。

総合学科は、普通科や専門学科と並ぶ新しい学科として、1994（平成6）年度から制度化され、2007（平成19）年度までに47都道府県4指定都市の319校において設置されている。総合学科では、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択して学ぶこととなり、達成感や自己の進路への自覚を深めるための学習が重視されている。

単位制高等学校は、学年による教育課程

の区分を設けず3年以上の期間在学し、決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校であり、2007年度までに、47都道府県11指定都市に785校が設置されている。

なお、2008（平成20）年3月には、中央教育審議会答申（2008年1月）に基づき、学習指導要領を改訂したところである。

さらに、公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営によりの確に反映されることが重要である。

このため、2004（平成16）年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2004年9月施行）、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が導入されている（2007年7月1日現在213校）。コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会が、①校長が作成する教育課程の編成など、学校運営の基本的な方針について承認する、②教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べる、等の権限を有しており、この制度を通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりが進むことが期待される。